

スケジュール

担当講師 (敬称略)	東京本校			辰巳各本校		通信部		
	LIVE	VBブース		VBブース		発送日 以降随時	最終 申込締切	
		利用開始	利用終了	利用開始	利用終了			
1	山本和敏	1/19(火)	1/22(金)	3/22(月)	1/24(日)	3/24(水)	2/4(木)	3/31(水)
2		1/20(水)	1/23(土)	3/23(火)	1/25(月)	3/25(木)		
3		1/21(木)	1/24(日)	3/24(水)	1/26(火)	3/26(金)		
4		1/27(水)	1/30(土)	3/30(火)	2/1(月)	4/1(木)		
5		1/28(木)	1/31(日)	3/31(水)	2/2(火)	4/2(金)		
時間割		18:30-21:40		時間割	辰巳各本校...横浜・大阪・京都・名古屋・福岡本校			

お勧め受講例(東京本校)

VBブースを利用すれば、スタ短、スタ論で辰巳に来る日に受講できます。

スタンダード短答オープン【第2クール】1月スタート東京LIVE

スタンダード論文答練【第2クール】1月スタート東京LIVE

1/23(土)	1/25(月)	1/30(土)	2/6(土)	2/13(土)
要件事実 第1回 VB受講 視聴 13:00- 16:00	スタ論 公法系3 VTR 試験 9:30-13:30 解説 14:30- 16:30	要件事実 第3回 VB受講 視聴 13:00- 16:00	要件事実 第4回 VB受講 視聴 13:00- 16:00	要件事実 第5回 VB受講 視聴 13:00- 16:00
スタ短 公法系3 試験 17:30- 19:00 解説 19:30- 21:30	要件事実 第2回 VB受講 視聴 17:00- 20:00	スタ短 民事系1 試験 16:30- 19:00 解説 19:30- 21:30	スタ短 民事系2 試験 16:30- 19:00 解説 19:30- 21:30	スタ短 民事系3 試験 16:30- 19:00 解説 19:30- 21:30

VBブースなら、ご自分の都合に合わせて自由に予定が組めます。

VBブースの受講には事前に予約が必要です。予約方法、ブースのご利用方法は、講座お申込み時に係りの者にお尋ねください。

受講料(税込)

	講座コード	通学部		通信部(加付・MD)		通信部(DVD)	
		辰巳価格	代理店価格	辰巳価格	代理店価格	辰巳価格	代理店価格
基礎から理解する・要件事実	09W94*	¥29,800	¥28,310	¥32,800	¥31,160	¥35,800	¥34,010
スタ論・スタ短受講者割引	09W95*	¥25,300	xxx	¥27,900	xxx	¥30,400	xxx

通信部はカセット、MDまたはDVDいずれかをお選び下さい。  
MDはMDLP対応機種のみ、DVDはDVD-R対応機種でのみご利用いただけます。  
ご自身のプレーヤーをご確認のうえお申し込み下さい。  
スタ論・スタ短受講者割引は第1クール又は第2クールそれぞれの3法系一括以上をお申込みの方が対象となります。  
お申し込みは辰巳各校窓口のみとなります。お申込みの際にスタ論、スタ短の講座会員証をご呈示ください。

講座コードの“\*”部分に会場コードを当てはめて下さい。

東京 H	横浜 Y	大阪 K	京都 M	名古屋 N	加付 T	
福岡 F	宇都宮 U	岡山 L	高松 A	鹿児島 Z	MD W	DVD R

新司法試験

「問研」( )を徹底読み込み

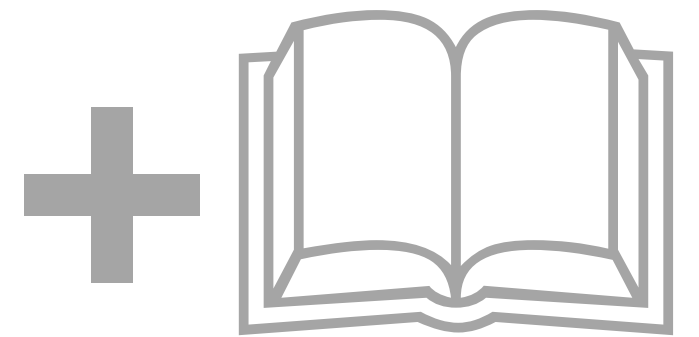
# 基礎から理解する・要件事実

( )司法研修所編「改訂 問題研究 要件事実 - 言い分方式による設例15題 - 」(法曹会)

元東京高裁判事・元司法研修所教官  
山本 和敏先生



元研修所の教官



研修所のテキスト

これ以上望めない!最高の  
要件事実学習講座!!



受講者の声

講座アンケートからの抜粋です。

プレ修習・民事起案演習講座から

- ・修習に向けて、役に立つ内容だった。起案段階では、気が付かないことをたくさん指摘してもらえて、非常に充実した内容だった。
- ・かなり細かい分析がなされ、今後しっかり勉強しなければならないと感じた。
- ・論点のさがし方等今までの授業では得られないものがいっぱいありました。
- ・非常に勉強になりました。特に色々な見方がわかりました。
- ・さすが!教官の切り口はすごい!
- ・ロースクールで学んだことの復習になった。また、それより進んだ学習になった。
- ・修習中の起案を直接体感できる貴重な経験でした。
- ・混合契約説や、弁済充当の問題など目からウロコな感じがしました。
- ・研修所での配点まで指摘して頂いたのでイメージがわいた。
- ・研修所の求めるレベルが分かってよかった。

民事系【実践】道場から

- ・本質的な考え方を教わり、自分の求めていた指導方法を実践して下さる数少ない先生にお会いできたことを幸せに存じております。
- ・柔軟かつ深い。本物の勉強ができる。
- ・どのように考えてゆけばよいのか、それをとてもわかりやすく教えて下さることに、心より感謝申し上げます。ふだんの勉強では考えたこともないような視点を毎回指摘して頂き、少しずつ勉強の仕方がわかってきたような気がしております。
- ・新司に直結する講義でした。
- ・山本先生しか指導できない内容だと思いました。特に要件事実については大変勉強になりました。
- ・民裁教官は、やっぱり格段にすごいんだなあと思いました。

## 辰巳法律研究所

<http://www.tatsumi.co.jp/>

東京本校	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6	TEL 03-3360-3371 (代表)
横浜本校	〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5銀洋第2ビル4F	TEL 045-410-0690 (代表)
大阪本校	〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13東梅田パークビル3F	TEL 06-6311-0400 (代表)
京都本校	〒600-8008 京都市下京区四條通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング5F	TEL 075-254-8066 (代表)
名古屋本校	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-26-22名駅ビル3F	TEL 052-588-3941 (代表)
福岡本校	〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17西日本ビル8F	TEL 092-726-5040 (代表)

# 新司法試験 Standard

東京本校 LIVE

1 / 19(火)

講座仕様

回数 全5回/全15時間

科目 要件事実

講師 元東京高裁判事  
元司法研修所教官  
山本 和敏先生

教材 必須教材(別売)  
司法研修所編  
「改訂 問題研究 要件事実」  
(法曹会) ¥1,429(税別)

参考教材1(別売)  
司法研修所編  
「改訂 紛争類型別の要件事実 民事訴訟における攻撃防御の構造」  
(法曹会) ¥2,415(税込)

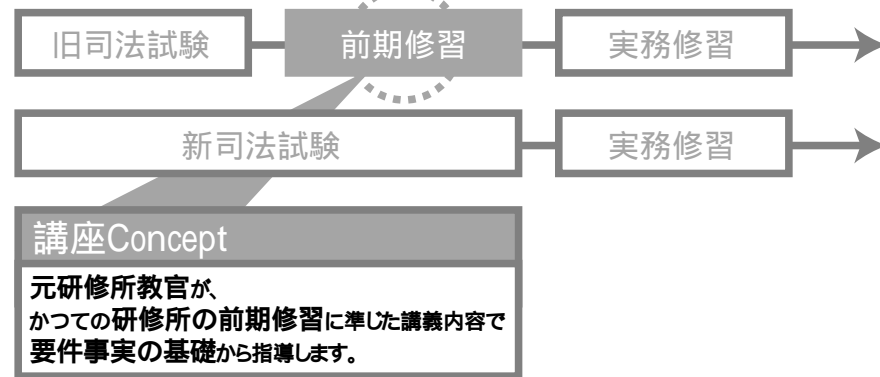
参考教材2(別売)  
司法研修所編  
「10訂 民事判決起案の手引」  
(法曹会) ¥1,600(税別)

元司法研修所民事裁判教官が要件事実の基礎を徹底指導

「問研」を徹底読み込み ( )司法研修所編「改訂 問題研究 要件事実 - 言い分方式による設例15題 - 」(法曹会)

# 基礎から理解する・要件事実

多くの実務家が学んだ  
研修所の指導ノウハウが辰巳で復活。



プロ中のプロの講義はやはり違う。

多くの司法修習生・現役裁判官を指導してこられた山本先生は、何をどう教えれば最も教育効果上がるかを知り尽くしています。

研修所のノウハウに勝るものはない。

司法研修所のテキスト「問研」以上に、実務的合理性に裏打ちされたノウハウが凝縮されたテキストはありません。分厚い教科書を独学で読むより、シンプルな「問研」を元研修所教官の講義とともに読み進める方がより深い理解が得られます。

新司法試験対策はもちろんのこと、これまで研修所を巣立った多くの実務家と同様、生涯役立つ財産も得られるはずですよ。

タイムテーブル

講義 3時間 × 5回

主教材全7章の各回への割当

- 第1回 第1章「売買契約に基づく代金支払請求訴訟」  
第6章「動産引渡請求訴訟」
- 第2回 第2章「貸金返還請求訴訟」 第7章「譲受債権請求訴訟」
- 第3回 第3章「所有権に基づく不動産明渡請求訴訟」
- 第4回 第5章「賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟」
- 第5回 第4章「不動産登記手続請求訴訟」

担当講師

元東京高裁判事・元司法研修所教官  
山本 和敏先生

講師Profile

裁判官として「宴のあと」事件第一審判決、サーベルの刀剣登録拒否処分取消請求第一審判決をはじめ多数の著名判決に携わる。また、司法研修所では民事裁判を中心に数多くの司法修習生や裁判官を指導。研修所教官時代に旧司法試験の審査委員も担当された。退官後、大東文化大学法科大学院で民事系の指導に当たり、新司法試験受験指導にも造詣が深い。実務と法曹教育の双方を知り尽くした奥の深い講演を展開される。元大東文化大学法科大学院教授・弁護士。

講師メッセージ

本講座では、司法研修所編「改訂 問題研究 要件事実 言い分方式による設例15題」を主教材に、修習前期程度の要件事実の基礎的理解を目指します。これは法科大学院に要求される最低限の目標であり、新司法試験受験生には不可欠なものです。理解への早道は、各回割当の章の設例を進んで研究し、私の解説と対比することです。

## 上辺の知識ではなく、未知の問題を思考できる理解を学べ

- 新司法試験の「出題趣旨」・「審査委員のヒアリング」から抜粋 -

第1回論文民事系「出題趣旨」から抜粋

「設問1は、要件事実論についての理解の程度を試すものであり、これまで議論があまりされていない将来債権譲渡担保を巡る要件事実の問題をあえて取り上げることで、単なる知識だけではなく、証明責任の分配についての基本的理論と民事実体法の理論とを結合させつつ要件事実を思考する能力を備えているかを試したものである。・・・結論よりも、むしろ、当該各結論を導いた理由を論理的に分かりやすく精緻に展開しているかを重視している。」

第1回「審査委員に対するヒアリング」から抜粋

「設問1については、要件事実の問題であるが、要件事実は憶えるものである、暗記するものであるという考えがあるのではないかとことから、丸暗記するものではないというメッセージを込めた出題とした。」

第2回「審査委員に対するヒアリング」から抜粋

「設問1は、要件事実そのものを問うているのではないが、要件事実を意識していれば、必要不可欠な事実の拾い出しは、実は容易だったはずである。法科大学院では要件事実の基礎的教育が行われるべきものとなっているが、その点、やはり十分できていないように思われる。今回の問題は、要件事実そのものを問うているものではないが、要件事実的確な整理や分析を行っている答案には、プラスアルファとして高い評価を与えることとした。」

第3回「審査委員に対するヒアリング」から抜粋

「それから、民事訴訟実務科目においても、要件事実との関係で当然そのことは意識して指導はするが、それも基本のところまで終わっている状況なのではないか。その辺りを訓練する時間が十分確保されていないのではないかとと思われる。実務教育につき、法科大学院でどこまで立ち入って行わなければならないかについては、こちらはまだ模索しているが、法科大学院の授業でも、もう少し立ち入ってもいいのではないかとと思われる。」

第4回論文民事系「出題趣旨」から抜粋

「設問2は・・・という事実をY社が主張立証する必要があるかどうかを問う。・・・以上のように、設問2は、要件事実の基本的知識を確認するだけではなく、実体法上の理論的問題の検討及び具体的事実の慎重な分析と評価を求めるといって、多面的な性格を持つ問題である。」